

# 第2回 総務建設常任委員会

開催日	令和4年3月3日（木曜日）	
開催場所	粕屋町役場 3F 31会議室	
開催時間	10:12～12:12	
出席者	議員	末若委員長・杉野副委員長・山脇委員・川口委員・安藤委員・ 鞭馬委員・案浦委員・田代委員
	事務局	山田主幹
	担当課	箱田町長・吉武副町長・西村教育長 ※冒頭挨拶のみ 総務部（山野部長） 総務課（堺課長・吉次主幹・田中主幹・西嶋主幹） 都市政策部（山本部長） 道路環境整備課（青木主幹・世利係長） 都市計画課（田代課長・岩崎主幹） 地域振興課（八尋課長・案浦主幹）
欠席者	なし	
審査項目	<p>付議事項</p> <p>1) 議案第3号「粕屋町教育委員会教育長の任命同意について」 現教育長である西村久朝氏の任期が本年3月31日を以って満了するため、再度の任命について議会の同意を求められたもの。 なお、任期は令和4年4月1日から3年間。 (質疑) 無し。 (討論) 人事案件につき省略。 (採決) 全員賛成で原案に同意。</p> <p>2) 議案第4号「粕屋町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について」 現委員である向野昌邦氏の任期が本年4月28日を以って満了するため、同氏の6期目の選任について議会の同意を求められたもの。 なお、任期は令和4年4月29日から3年間。 (質疑) ・年齢が77才になるかと思う。15年間当町の固定資産評価委員をしていただいているが、一般的には年を取ってくると新しいことについていけなくなる。この方は現在も不動産鑑定士として業務をされているのか。 ⇒その点は直接会い確認している。現在も実務に携わっている。 ・現在委員は3人いると思うが、あとの2人の年齢と残りの任期は。</p>	

## 審査項目

⇒友野氏は71才、4期目で任期は令和5年9月30日まで。満行氏も71才4期目で任期は令和5年10月31日まで。

・現役世代に依頼するのはなかなか困難であると思うが、同じくらいの年齢だと辞める時期も同じになる可能性もあるので、多様性のある採用を。

(討論)

人事案件につき省略。

(採決)

全員賛成で原案に同意。

### 3) 議案第5号「粕屋町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」

国家公務員において令和4年4月1日施行予定である非常勤職員の育児休業・介護休暇等の取得要件の緩和等について、国家公務員の措置との均衡を図るため、所要の規定を整備するもの。具体的には以下のとおり。

- ・育児休業、部分休業の取得要件のうち「引き続き在職した期間が1年以上」との要件の廃止
- ・妊娠、出産を申し出た職員に対する個別の周知、意向確認
- ・勤務環境の整備（研修実施、相談体制の整備等）

(質疑)

・非常勤の在り方としては、あくまでも正職で足りない部分を補うということで変わらないのか。

⇒産休や育休の職員の代替として入るというのもあるが、それ以外に特定の資格等を必要とする業務で、職員にその資格を取らせたり資格を持つ方を正職で採用するのが困難である場合に非常勤、今でいう会計年度職員という形もある。

・正職が育児休業で休み、そこに入った非常勤も産休等になったという場合の給与が保証されているということか。

⇒会計年度職員について、今までは産前産後休暇は無給となっていたが、給与が出るようになったもの。育児休業については、正職も一緒に給与は出ないが、手当が正職であれば共済組合から、会計年度であれば協会健保等から出るようになるというもの。

・育児休業等の取得要件の緩和で、「引き続き在職した期間が1年以上」との要件が廃止ということは、1日在籍しても取得できるということか。

⇒制度上では言われるとおりである。

・常勤的な勤務の方と、週2、3日という方、同じ取り扱いとなるのか。また、妊娠・出産を申し出た職員に対する個別周知、意向確認とは具体的にはどのようなことなのか。

⇒勤務日数については週3日以上の方が対象となる。個別周知等は、妊娠等を把握した段階でその方に個別に制度・条件をプッシュ型で説

## 審査項目

明し、確認するということ。

- ・勤務環境の整備について、具体的な内容は。

⇒現状、相談の体制としては問い合わせてもらえば回答しており、チラシ等の配布もしているが、職場の上司にも伝わるようにもっとプッシュ型で情報発信を行うなど、休暇を取りやすい環境整備を行いたい。

- ・研修というのは、別に時間を取って研修をするということか。

⇒具体的なやり方が決まっているわけではないが、上司を含め、実際に対象となる方以外の周りの職員に対しても周知をしていかないと理解が得られないので、そのような方を対象に研修を行っていきたい。

(議員間討議)

無し。

(討論)

無し。

(採決)

全員賛成で原案どおり可決。

### 4) 議案第6号「粕屋町個人情報保護条例及び粕屋町特定個人情報保護条例の一部を改正する条例について」

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の制定により、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止されることに伴い、粕屋町個人情報保護条例等について、当該法律を引用する規程の改正を行うもの。具体的には以下のとおり。

[対象]

粕屋町個人情報保護条例第2条第4号及び粕屋町特定個人情報保護条例第18条第3号ウ

[引用部分の変更]

(前) 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第1項

(後) 個人情報の保護に関する法律第2条第9号  
(令和4年4月1日改正後分)

[施工日]

令和4年4月1日

(質疑)

- ・現状の個人情報保護条例には第2条第9項は見当たらないが。

⇒現在はまだ無い。令和4年4月1日に独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止に合わせ、同日第9項が追加される予定。

(議員間討議)

無し。

(討論)

審査項目

無し。

(採決)

全員賛成で原案どおり可決。

5) 議案第7号「記号式投票に関する条例の廃止について」

当町では町長選挙に記号式投票を採用しているが、国県の選挙が記名式投票と記載方法が異なることによる投票所の混乱や、期日前投票は記名式であり投票時に2種類の投票を仕分ける必要があるなど開票時間の短縮につながらない等の問題がある。また、新型コロナウイルス感染症対策として筆記用具は使い捨てか適宜消毒の必要性があるため、記号押印用のスタンプを多く確保する必要があり、消毒作業の人員配置等の負担がかかることから廃止するもの。

(質疑)

・高齢化等により書くことが困難な方への対応は。

⇒町の選挙以外はすべて記名式で、実際記名が困難な方はおられる。その方については選挙管理委員会庶務係より代筆をするなど対応しているので、同様の対応をする予定。

・海外のようにチェックを入れるような投票方式や、マイナンバーカードを用いたインターネット投票など、先を見据えた投票方法の動向はどうなっているか。

⇒記号式投票は10年前全国で15%ほど採用していたが、年々減ってきている。昨年の12月に宗像市も廃止した。海外は字が読めない方も多く、投票用紙にあらかじめ印刷されたものにチェックをするものや、フランスではあらかじめ候補者名が書かれた投票用紙を選んで取って入れている。インターネットですべて完結する方式を取り入れているところもある。投票所にタブレット等を置いて選ぶという方法も地方選挙においては法律上実施可能だが、実際のシステムがない。過去にはあったが、不具合や導入に数億円の経費が掛かるなどの問題で導入する自治体がなくなってしまっている。将来的にそのようなシステムがまた出てくれば導入の余地はあると思う。

・当町は投票率が低い。このことによりさらに投票に行かない人が出るのはよくない。簡単にできるシステムができれば投票率も上がるかもしれない。さらなる研究を。

・町長選挙のみ適用しているということだが、不在者投票、期日前投票は記名式で行っているということか。

⇒議員、首長の選挙のみ実施可能だが、議員については人数が多く小さい用紙に候補者全員の氏名を記載するのは困難のため行っていない。期日前、不在者投票はそもそも法律上使えない。

・町の条例としては町長選挙のみを規定していたのか。

⇒その通り。町議選については規定していない。他の自治体では規定しているところもあるが、町長選挙と合わせて行われる議員の補

## 審査項目

欠選挙のみ適用しているようである。

・同姓の方が出られたとき、記号式というのは有権者としては便利であると思うが。廃止して記名式にした方がよいというようなことがあったのか。

⇒同姓であっても、そもそもその方を知っていれば分かると思う。実際の選挙当日は記載台に氏名掲示もあるので、書き間違いというのは無いのでは。逆に投票用紙に書いてあるが故、間違い可能性もある。記名式であろうが記号式であろうが変わらないのではないのか。

(議員間討議)

無し。

(討論)

無し。

(採決)

全員賛成で原案どおり可決。

### 6) 議案第 23 号「町道路線の認定について」

酒殿駅南土地区画整理事業に伴って路線の新設を行い、当該新設路線 16 路線を町道として認定することについて、議会の議決を求めるもの。

(質疑)

・町道の認定するにあたっての規定は。

⇒基本的には町道と町道を結ぶものが町道。行き止まりのものや離合ができない 2 m 幅のものは認定できない。

・以前原町の開発時の町道認定、阿恵大池公園の裏のところでもめたと聞いたが、そこは全部町道であったのか。

⇒その当時、この部署にいたわけではないので、把握しておらず答弁できない。

・原町の開発時、町道でない部分の下水道管の設置は事業者でというようなことだったと思う。本管は町がするが支管は地元でやってくれというような話ではなかったかと思うが。

⇒整備の手法の話になるが、区画整理事業ということであれば、酒殿もそうだが、事業者側で下水道整備は行ってもらっている。原町の状況については、確認しなければわからない。

・地図の見方を確認したい。矢印の先までが町道ということか。19 ページは途中までのようだが。

⇒起点、終点については○から矢印の△のところまで。19 ページについては、△の先が昔の里道、馬車道であるが、その先が町道となっているため町道と認定した。

・赤線で書かれているもの以外は認定外の道路と判断して、例えば将来そのアスファルトの補修等はそこの地権者が道路の補修をするということか。

⇒今回の土地区画整理事業の車道については、車道についてのみ認

審査項目

定している。歩行者専用道路については緑道、公園の一部として都市計画課の管理となっている。よって、その補修は都市計画課で行う。

- ・分かりにくいので、今後はまとまった図面に落としてほしい。  
⇒今言われたのは、色がついていないところの道路を言われていると思うが、それは昔あった道路の図面が下地になっている部分と言われていると思う。そこは区画整理により道が入れ替わった部分である。先ほど説明したのは、住宅地の間の車が通らない細い道のことである。そこについては公園の扱いで都市計画課の管理である。

(議員間討議)

無し。

(討論)

無し。

(採決)

全員賛成で原案どおり可決。

7) 議案第 24 号「住居表示の実施に伴う字の区域及び名称の変更について」

住居表示の実施に伴い、字の区域及び名称を変更するにあたり、議会の議決を得る必要があるもの。詳細は以下のとおり。なお、実施予定は令和 4 年 9 月 3 日。

- ・大字内橋・大字戸原の各一部 ➡ 内橋西一丁目～四丁目

(質疑)

・広報、回覧を 1 月にされている。12 月議会時には住民説明会については地元からの要望はないとのことであったが、その後説明会の要望はなかったのか。

⇒今のところ要望はない。とはいっても、地元の区長には 2 度ほど伺って、特に多の津区長には集合住宅おける表示について説明を行った。

・前回とこれから住居表示が行われる地域の南側についての住居表示の考え方をうかがいたい。

⇒区域の決め方としては、基本的には道路、河川、水路、鉄道など恒久的なもので区切るようにしている。なおかつ丁目の数が 4 から 5 が望ましいということで、そのような点を勘案しながら計画していく。この区域については今後検討していく。

・内橋西四丁目は企業ばかりであると思うが、ここの組合の考え方は今後どうなるのか。

⇒住所と行政区とは切り離して考えている。組合は今までと変わらないように運営していただく。

(議員間討議)

・そもそも住居表示には、区や組合という概念がない。全く関係がない。ただ新聞や郵便の配りやすくなるということだけ。住居表示に伴

## 審査項目

って行政区を扱うとなると住居表示という事業は成り立たない。街路等で切る以上、既存の字界は取り入れられない。

- ・サンライフが白抜きになっているが理由はあるのか。
- ・サンライフは棟がアルファベット表記になっているが、住居表示に変更するとアルファベットは残せない。しかし住民側がそれではだめだということで、最後の最後になって外れている。

(討論)

無し。

(採決)

全員賛成で原案どおり可決。

### 報告事項

#### 1) 道路環境整備課からの報告

##### ○粕屋町地域猫活動支援事業について

飼い主のいない猫の過剰な繁殖に伴う近隣被害・迷惑を未然に防止し、動物に対する愛護意識の高揚と地域の快適な生活環境を保持することを目的として、飼い主のいない猫に対する不妊去勢手術費用の全額を町が負担する事業を4月より実施するもの。なお、福岡県獣医師会の協力のもと、メス1匹26,000円、オス1匹16,000円で手術をしていただき、後日福岡県より2分の1の補助金が交付される。

(質疑)

・これは町がするのではなく、ボランティアが実施し補助をするということか。

⇒ボランティアの方に世話や捕獲をしていただき、県の獣医師会に加盟されている病院に連れて行っていただく。費用はかからず、町から県の獣医師に費用を支払う。

・活動費については別に出ているのか。

⇒今回の事業には入っていない。町として協力ができるものとしては、令和4年度購入予定の捕獲機の貸し出しや啓発関係のチラシポスターの印刷をしていく予定。

・地域住民の合意を得たうえでとあるが、エリアとしてはどうなるのか。粕屋町民全員ということか。

⇒目安としては行政区を考えている。

・駕与丁公園ではかなりの団体が活動されているが、地域となると駕与丁区、酒殿区、甲仲原区の同意を得るということになるのか。

⇒現在駕与丁公園で行われている猫の対策は別に要綱があり、都市計画課の事業として行われている。今回の道路環境課が出しているものは町全体を対象とするもの。

・猫の繁殖を制御する活動に支援することはよいことだが、猫愛好家の活動を規制する方法も検討していただきたい。

⇒愛護団体の規制は難しいが、猫の置き餌を放置して周りの環境に影響を及ぼす場合は、最近法改正がなされ、県から指導、勧告、命

## 審査項目

令等を行い、罰金を科すことができるようになっている。

・今回は飼い主がいない猫の件だが、飼い主が無責任な飼い方をしていることが根本の問題。先ほどの法改正はそういうところまで対応できるのか。

⇒当課によく寄せられている内容。引き続き広報、ホームページ等で啓発していきたい。

・これは当町独自の事業ということだが、近隣町との連携は行っているのか。

⇒この実施要綱は県の要綱に基づき策定している。近隣では久山町以外はすべて要綱を策定している。

・頭数の上限はあるのか。また去勢等の手術後の目印的なものをつけて戻すのか。

⇒令和4年度の予算計上は、メス 25,000 円×15 匹、オスについては 16,000 円×10 匹。予算に関しては県内全体の数によって補助率が変わる。県からは2分の1の補助と聞いているが、他で申請が多ければ下がる可能性もある。

手術後の目印は、どちらがどちらだったかは忘れたが、オス、メスとも耳をカットすることで目印としている。

・頭数が増えて補助率が下がるのはまずい。動物愛護の責任者は県知事のはずであるから、金額が下がることが無いよう強く県に要請してほしい。

⇒当町は後発で、すでにやっている自治体の話では、頭数が多ければ下がるようである。当町としても継続して取り組む必要があることから、県の方に機会があるごとに支援の要請をしていきたいが、県としては将来的にはこの事業はやめていきたいと考えているようである。

### ○粕屋町清掃センター解体工事について

進捗状況については、昨年12月末を以って工場や煙突等の地上より高い建物は撤去完了。本年1月より汚染土壌対策工事を開始している。

なお、環境測定については、基準値内の結果となっている。

また、土壌汚染工事終了後、杭抜き工事に入る予定

(質疑)

・事故や労災関係の発生についてはどうなっているか。

⇒事故、苦情ともに1件も入っていない。

・解体後の跡地の利用予定は。

⇒今のところ計画はない。

・お金をかけてしているので、有効活用を。次の計画をしっかりとし、活用できるように考えていただきたい。

⇒町長の施政方針にも町有地の有効活用とあるので、今後の検討課題と認識している。



<p>審査項目</p>	<p>2) 地域振興課からの報告</p> <p>○新型コロナウイルス感染症対策支援事業について</p> <p>かすやエール商品券の発行事業、かすやの送ってうレシート事業、粕屋町中小企業等緊急支援金事業の3つの事業について、進捗状況が報告された。</p> <p>(意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業者緊急支援金だが、国、県等の対象者にならないとただでない。一度やってもらったと思うが、対象にならなくても町独自で5万円給付するという事業。これはかなり喜ばれた。そういった施策も必要だと思う。</li> <li>・20万円の不交付が1件。これは本社が福岡市ということでもらえなかった分だと思うが、これも先ほど出た対象にならなくても給付されるようなものがあればよかったと思う。</li> </ul>
<p>その他</p>	<p>1) 閉会中の特定事件（所管事務）調査事項について</p> <p>協議の結果、以下の事項に決定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市制に向けた取り組みに関する事</li> <li>・デジタル化の取り組みに関する事</li> <li>・九大農場跡地対策に関する事</li> <li>・駕与丁公園の有効活用・発展に関する事</li> <li>・入札・契約制度の現状把握に関する事</li> <li>・歩道の整備状況に関する事</li> <li>・行政視察に関する事</li> <li>・災害等、緊急に協議が必要になった事案に関する事</li> </ul> <p>2) 公共施設総合管理計画及び個別計画の報告について</p> <p>今議会の案浦議員の一般質問の際に判明した、公共施設総合管理計画の改定及び個別計画の改定が議会に対して報告されていなかった件については、末若委員長より執行部に対し、今後このような案件の報告漏れが無いように厳重に注意していただくように申し入れを行うこととした。</p>